

南相馬市中小企業支援仮施設整備事業に係る仮施設  
設の無償貸付及び譲渡に関する条例（素案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 237 条第 2 項の規定に基づき、中小企業支援仮施設整備事業により整備する仮施設を事業者等に無償で貸し付け、又は譲渡することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東日本大震災 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による災害並びに原子力災害をいう。
- (2) 事業者等 法人及び個人事業者のほか、商工会及び商工会議所などの商工関係団体、農業協同組合、漁業協同組合、公益法人、郵便局、診療所、特定非営利活動法人、大学・民間等の研究機関、その他市長が復興のために特に必要と認める者をいう。
- (3) 仮施設 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 130 条 1 項（以下「法」という）に基づき中小機構が整備し、市へ譲渡された施設をいう。

（仮施設の無償貸付）

第 3 条 市長は、次に掲げる者に対し、仮施設を無償で貸し付けることができる。

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日において市内で事業を行っていた法第 130 条第 1 項の特定事業者
- (2) 本市において復興を目指す事業者等又は復興に寄与する事業者等

（申請の手続）

第 4 条 仮施設の貸付けを受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸付けを決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 貸付けの決定を受けた者（以下「入居者」という。）は、前項の通知を受けた後に、申請内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(貸付期間)

第6条 仮設施設の貸付期間（以下「入居期間」という。）は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、引き続き1年を超えない範囲において、入居期間を延期することができる。

- 2 入居期間の延長を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、入居期間の延長を決定し、申請者に通知するものとする。

(仮設施設の返還)

第7条 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、仮設施設を市長に返還しなければならない。

- (1) 入居期間が終了したとき。
- (2) 入居者が、事業を行わなくなったとき。

(損害賠償等)

第8条 入居者は、貸付けを受けた仮設施設を損傷し、又は亡失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 仮設施設の損傷又は亡失が入居者の故意又は過失によると認められた場合は、入居者は自己の責任において修理し、又は損害を賠償するものとする。

(貸付決定の取消し)

第9条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その決定を取り消し、既に貸付けした仮設施設を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、貸付けを受けたとき。
- (2) 仮設施設を貸付け申請内容以外の他の目的に使用したとき。

(仮設施設の譲渡)

第10条 市長は、使用が終了した仮設施設を、次に掲げる者に対し、無償又は時価よりも低い価格で譲渡することができる。

- (1) 仮設施設が所在する行政区を単位として組織する自治会又は認可地縁団体
- (2) 公共用又は公益事業の用に供するために、仮設施設を必要とする事業者等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の産業の復興、雇用の拡大等に資するものと認められる事業者等

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年3月30日から適用する。